

地方創生の本格展開に向けて

第42回指定都市市長会会議 資料

平成28年11月24日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生総括官補 末宗 徹郎

地方創生の現状と展開

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・出生率：1.46
- ・年間出生数：約100万人

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は約12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・地方経済は人手不足が深刻化
- ・生産性や賃金水準で大きな格差

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度



27年度～



28年度～



総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
(平成26年12月27日閣議決定)

長期ビジョン

- ・2060年代に1億人程度を確保
- ・2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持

総合戦略

- ・2015年から5カ年の戦略
- ・4つの基本目標設定と政策パッケージの策定

具体的な事業の本格的推進

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
(平成27年6月30日閣議決定)
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2015改訂版)
(平成27年12月24日閣議決定)

①「稼ぐ力」を引き出す

- ・生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築

②「地域の総合力」を引き出す

- ・頑張る地域へのインセンティブ改革

③「民の知見」を引き出す

- ・民間の創意工夫の最大活用

本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
(平成28年6月2日閣議決定)

①各分野の政策の推進

- ・ローカル・アベノミクスの実現
- ・地方への新しい人の流れ
- ・地域の実情に応じた働き方改革
- ・まちづくり・地域連携・集落圏維持

②地域特性に応じた戦略の推進

③多様な地方支援

- ・情報・人材・財政面から支援 **1**

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2015 改訂版)」の全体像

※平成26年12月27日閣議決定 平成27年12月24日改訂

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)(～2019年度)

中長期展望 (2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度
の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した
場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の
是正

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP
成長率1.5～2%程度維
持
(人口安定化、生産性向
上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:5.9万人
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15～34歳の割合:92.7%(2014年)
全ての世代の割合:93.7%(2014年)
◆女性の就業率 2020年までに77%
:70.8%(2014年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる

◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増
現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成し
ていると考える人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:38%(2010年)
◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当
該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が
増加している市町村数 100市町村
◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が
増加している市町村数 100市町村
◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.5%(2014年度)
(地方中核都市圏) 81.7% :78.7%(2014年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.6%(2014年度)
◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件
:60件(2015年11月末時点)

主要施策とKPI

ローカルアベノミクスの推進

○農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円 :5.1兆円(2014年度)
・農林水産物等輸出額 1兆円:7,451億円(2015
年)

○観光業を強化する地域における連携体制の
構築
・訪日外国人旅行消費額4兆円 :3.5兆円(2015年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援
・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証
・雇用数8万人創出 :0.1万人(2014年度)

○地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件
:7,600件(2015年度)

○企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H28.9)に記載された目標値

○地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36%
:33.0%(2015年度速報値)

○若い世代の経済的安定
・若者の就業率を79%に向上 :76.1%(2015年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

○「小さな拠点」の形成
・住民の活動組織(地域運営組織)形成
数3,000団体 :1,680団体(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
:17圏域(2016年10月)

○既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円
:11兆円(2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカライゼーション)、地域の魅力のブランド化
(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生
産性向上)

・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、
ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循
環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の
資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化
等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠
点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若
者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

①政府関係機関の地方移転

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学等の活性化

・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域
人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・
妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

③出産・子育て支援

・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普
及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改
革」の実現

①まちづくり・地域連携

・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通
ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生
み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を
踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題
への対応

・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、
大都市近郊の公営賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

総合戦略改訂にあたっての重点的な検討事項

平成28年11月1日第10回まち・ひと・しごと創生会議

＜平均所得の向上を通じた地方創生＞

- 地方創生は、本格的な「事業展開」の段階
- 地方創生の実現のために、地方の平均所得を向上させる取組や遊休資産の活用等、施策の一層の推進を行う必要

＜ローカル・アベノミクスの一層の推進＞

- 地域におけるしごと創出
- 地域における資産の活用（空き店舗等）
- 地域の実相を把握する取組（地域経済分析システムの活用等）
- 地域に対する政策連携の強化（国家戦略特区、規制改革等）

＜地域特性に応じた政策メニューの充実・強化＞

- 東京一極集中の是正（生涯活躍のまち、地方創生インターンシップ等）
- 持続的な住民サービスの確保（小さな拠点形成、地域包括ケアシステムの推進等）

＜働き方改革を含めたライフスタイルの見つめ直し＞

- 地域生活の魅力の分析・発信
- 郷土の誇り・愛着の醸成

政策メニューの拡充（地方創生の深化）

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクスの実現

○地域の技の国際化
（ローカルイノベーション）

○地域の魅力のブランド化
（ローカルブランディング）

○地域のしごとの高度化
（ローカルサービスの生産性向上）

II 地方への新しいひとの流れをつくる

○政府関係機関の
移転

○企業の地方拠点
強化

○「生涯活躍のま
ち」構想

○人材の地方還流

III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○「地域アプローチ」による少
子化対策・働き方改革

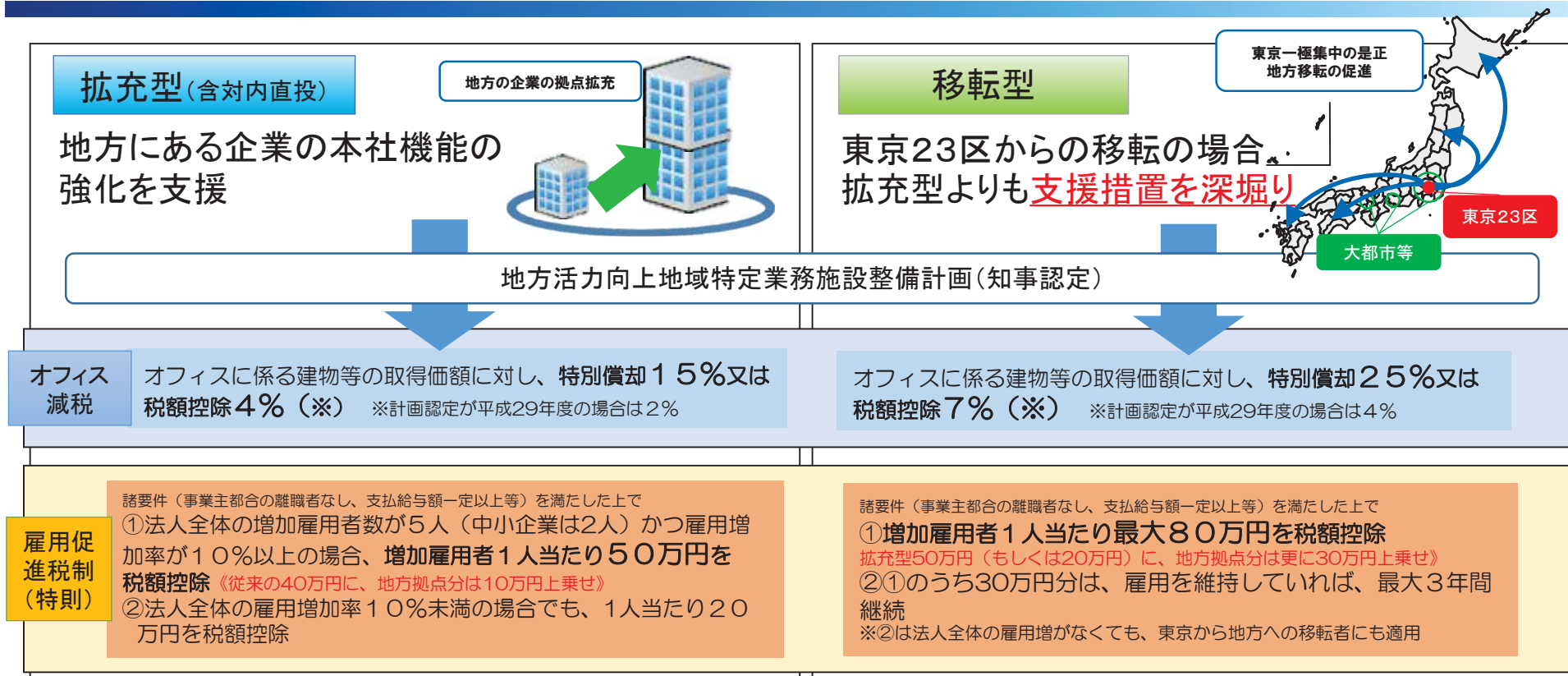
IV 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

○コンパクトシティ
の形成

○エリアマネジメン
トの推進

○連携中枢都市

地方拠点強化税制について



地域再生計画の認定状況(平成28年9月): 44道府県 51計画 雇用創出数: 11,560人

拡充型の例

- 福井県 日華化学(株)
 - ・グローバルな環境意識や技術開発スピードの変化に応えるため、本社敷地内に製品開発研究を行う研究所を整備
- 岡山県 ヤンマー(株)
 - ・植物の有用品種の研究、栽培管理法の研究開発等の研究拠点として、倉敷市に研究所を整備
- 広島県 中外テクノス(株)
 - ・事業拡張に伴う研究機能の強化を図るため、広島市内において研究施設を整備

移転型の例

- 茨城県 (株)東京ネジ製作所
 - ・経営の合理化や研究開発機能の強化を図るため、つくば市内に建設する新工場に事務所等を併設し、東京都葛飾区にある本社機能を移転
- 富山県 YKK AP(株)
 - ・黒部事業所内にYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- 福岡県 (株)ユー・エス・イー
 - ・クラウドサービス事業を行う同社が、東京都渋谷区にある本社から、調査・企画・開発部門、総務・経理・人事管理部門の一部を久留米市に移転。

生涯活躍のまち（日本版CCRC※）構想

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等	居住の契機	「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択		健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議において「最終報告」
とりまとめ（平成
27年12月11日）



◎「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年4月20日施行）

※8月30日認定 地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：10計画

◎関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）

◎地方創生推進交付金（28年度予算）等を通じた先駆的な取組の支援

※地方創生推進交付金（平成28年度第1回）の活用状況（生涯活躍のまち分野）
事業数：35事業（2県32市町） 総 額：616百万円

地方創生インターンシップ事業

- 東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

地方創生インターンシップ

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成



産官学連携により地域で インターンシップを推進する組織（※）

※自治体、経済団体、大学等で構成

事業実施

地方就職への
動機付け

インターンシップ参加



東京圏・地元の大学

- 希望学生の確保（○単位認定）
- 自治体との就職支援協定に基づく情報提供や参加への配慮

インターンシップへの 参加促進

- 学生が参加しやすい環境づくり
- 推進組織を活用したサポート

地元企業

- インターンシップの場の提供
- 企業の魅力発信

自治体等

- 地元の魅力発信

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。

平成28年10月11日に第1回会議を開催。

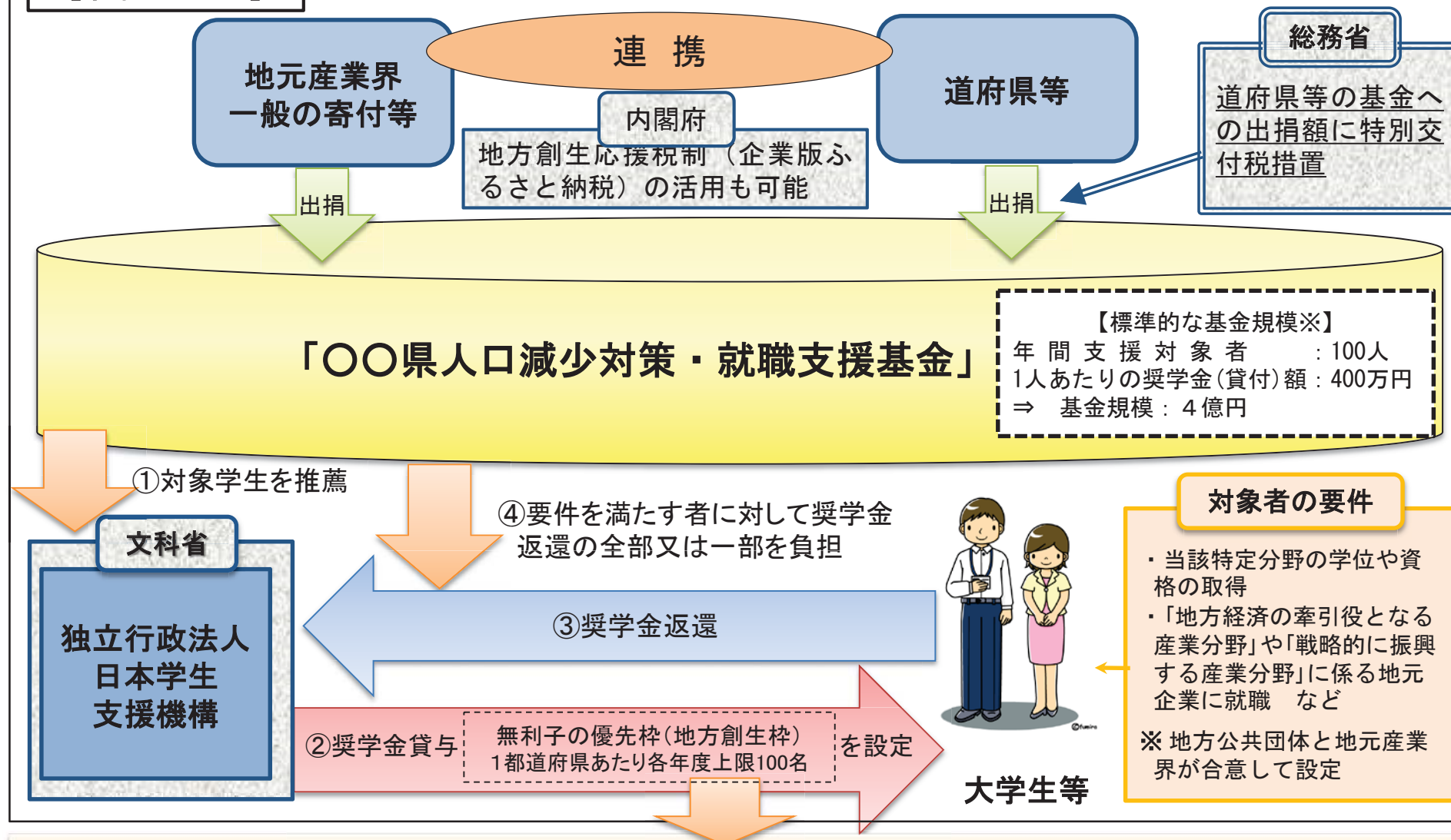
地方創生インターンシップポータルサイト

インターンシップを通じて、若者に対し、魅力ある地方の職場を幅広く知る機会を提供するため、地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングできるよう、ポータルサイトを設立。

- ・10月11日より試行運用を開始（40道府県、251大学等が掲載）
- ・平成28年度末より運用開始

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】



地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

地域アプローチによる働き方改革：「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」

地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議

取組の決定

地域働き方改革包括支援センター（仮称）

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局と連携し、企業の働き方改革を支援

<アウトリーチ支援>

- ・「働き方改革アドバイザー（仮称）」を養成・確保
- ・相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

- ・優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

企業

企業

企業

地方創生推進交付金の活用

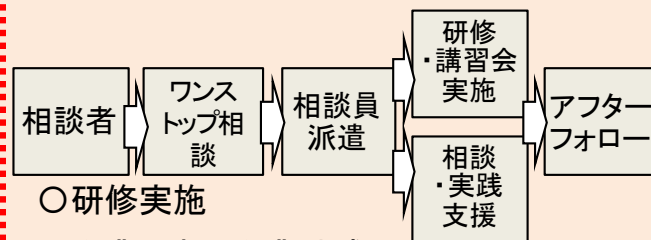
既存施策・助成金の活用等

兵庫県の取組：「ひょうご仕事と生活センター」

兵庫県の政労使関係者が連携して、「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に支援する拠点として設置（2009年）。

<センターの事業>

- 啓発、情報発信
- 相談・実践支援
 - ・企業等に対する「ワンストップ相談」
 - ・「相談員」の派遣（派遣料は無料）
 - ※ 外部相談員（キャリアカウンセラー、コンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士）も準備
 - ・アフターフォロー



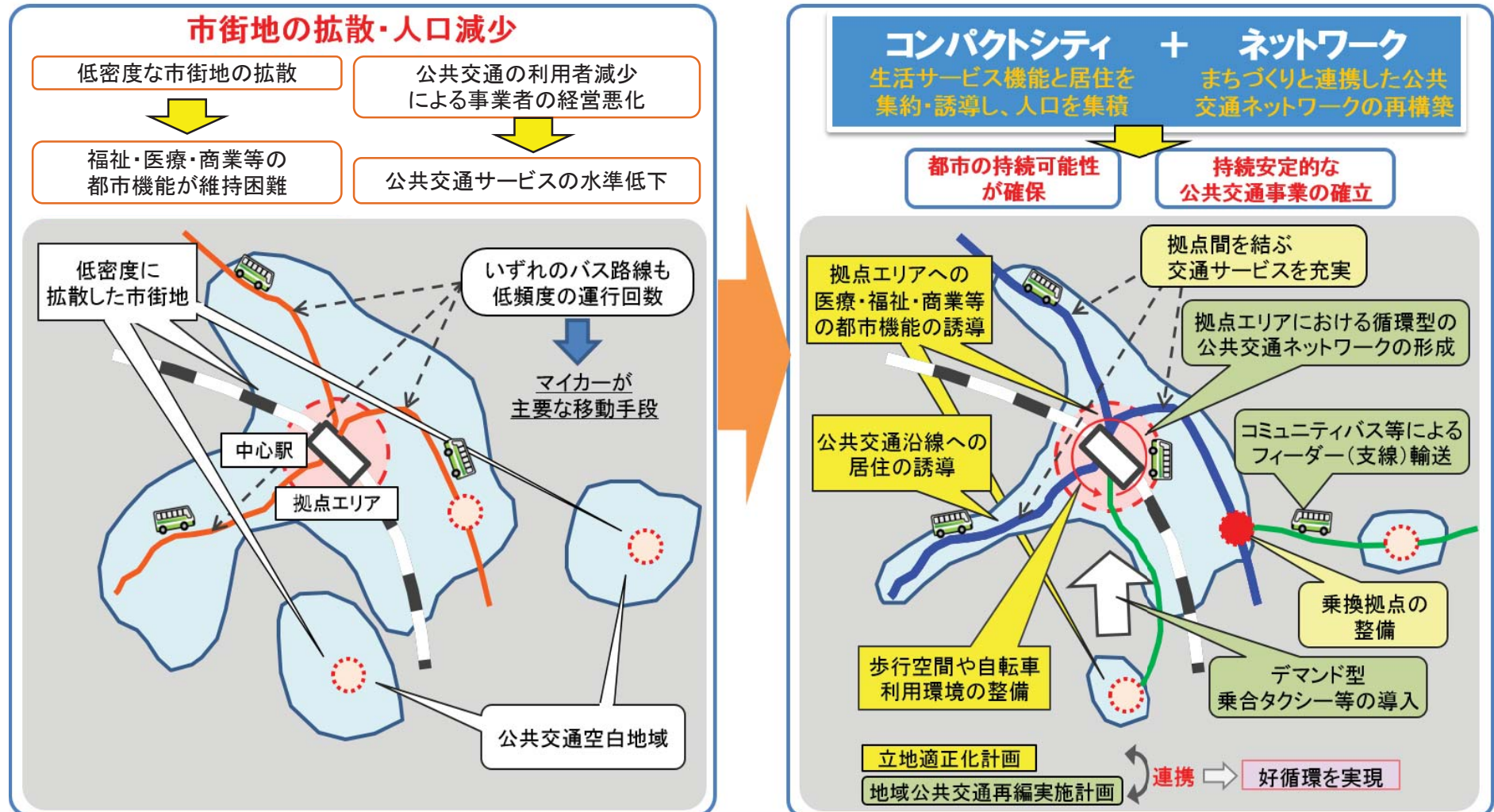
○研修実施

○企業顕彰、企業助成

- ・企業顕彰：多様な働き方の導入、仕事と私生活の両立促進など、WLBの実現推進のために先進的な取組を実施している企業・団体を表彰
- ・企業助成：「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」を行った企業に対するWLBの実現推進を支援するための各種助成金を用意
(例) 従業員の育児又は介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した事業主に対し、代替要員の賃金の1/2（月額上限10万円、総額上限100万円）を支給

都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- 各種の都市機能がアクセスしやすく利便性の高いものとなるよう整合性をもって配置されるとともに、人と企業を集積し、「密度の経済」の実現による「地域の稼ぐ力」の向上に資するため、都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成に当たっては、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地の活性化等の関連施策との連携の下、総合的に取組を進める。



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

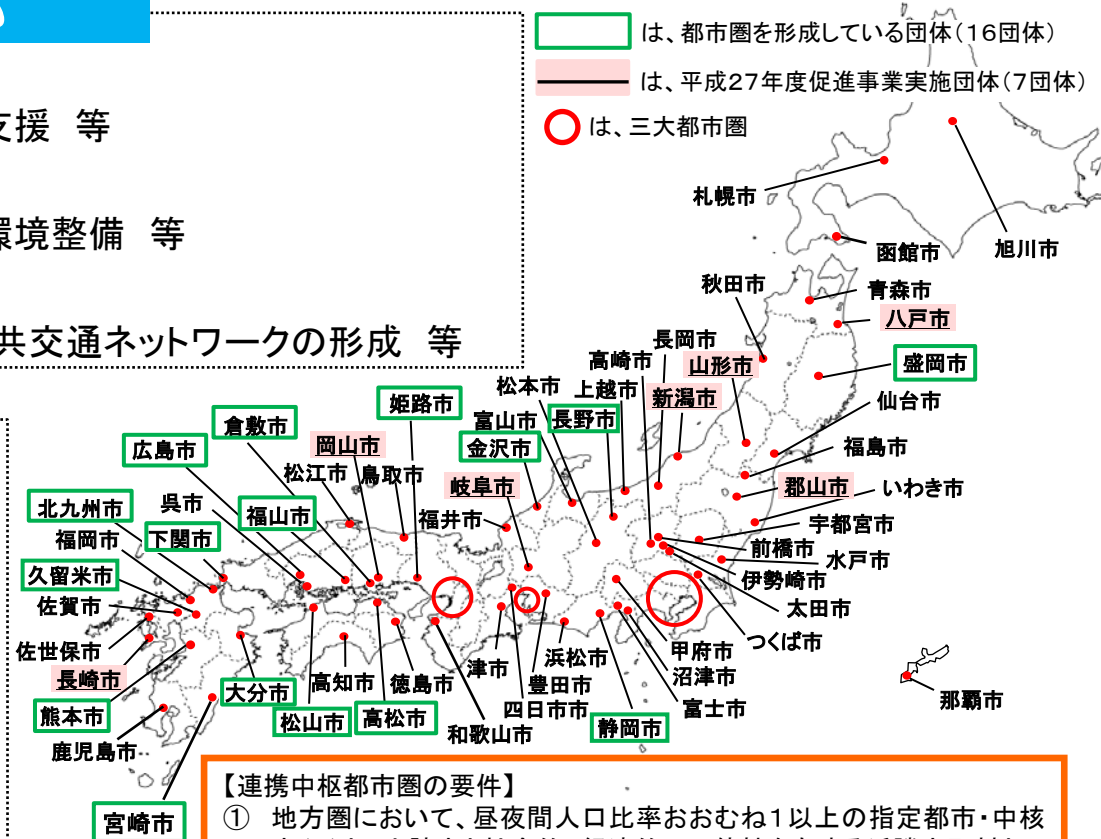
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入
(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度・平成27年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(21事業)
- 平成28年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

○プロフェッショナル人材事業

- ・プロフェッショナル人材の地方還流を実現

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」(29年度概算要求1,170億円(事業費ベース2,340億円))

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」(28年度900億円(事業費ベース1,800億円))

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(平成28年度1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

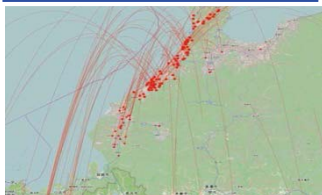
- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、**地域の現状・実態を正確に把握**した上で、**将来の姿を客観的に予測**し、その上で、**地域の実情・特性に応じた施策の検討**とその実行が不可欠。
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ**（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、真に効果的な**施策の立案、実行、検証（PDCA）**を支援する。

①産業マップ



企業数・雇用・売上
で地域を支える
産業が把握可能に

行政区域を超えた
産業のつながりが
把握可能に（※）

②地域経済循環マップ



自治体の生産・分配・支出
におけるお金の流入・流出が
把握可能に

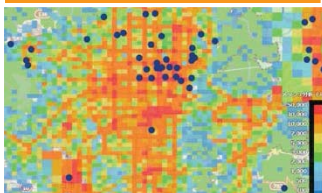
③農林水産業マップ



農業部門別の販売
金額割合が把握可能に

農業経営者の年齢・
農地の利用状況が
把握可能に

④観光マップ



どこからどこに
人が来ているか
把握可能に

インバウンド観光
動向が把握可能に

⑤人口マップ



人口推計・推移、
人口ピラミッド、
転入転出を合算
して把握可能に

地域の少子化と
働き方の関係が
把握可能に

⑥消費マップ



飲食料品や日用品の
購入金額・購入
点数の商品別
シェアが把握可能に

⑦自治体比較マップ



各種指標を他の
自治体と比較し、
自らの位置付けを
把握可能に

RESASに関する最新の情報はこちらから

<http://resas-portal.go.jp/> “RESASポータル”で検索

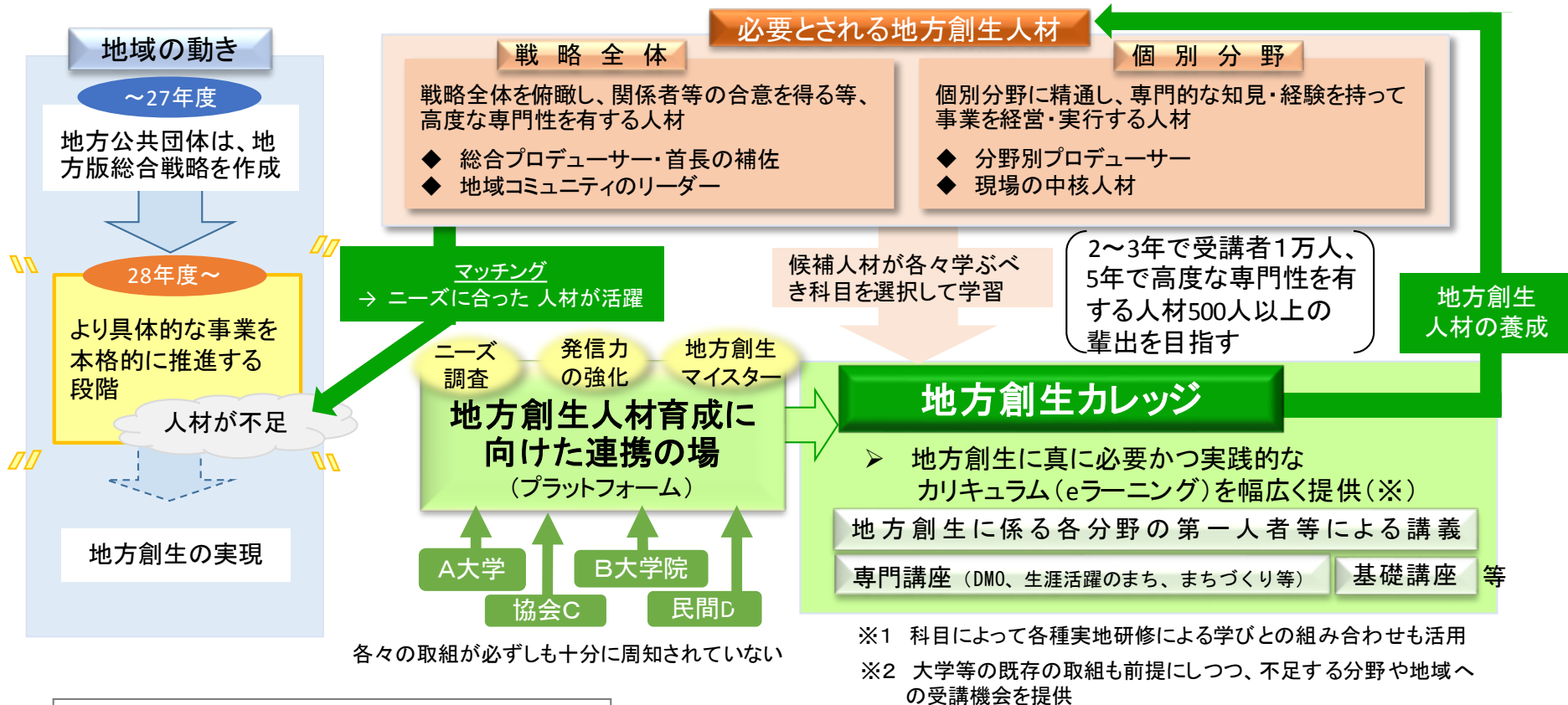
RESASのご利用はこちらから

<https://resas.go.jp/>（Google Chromeよりご覧ください）

（※）企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

地方創生カレッジ

- 現 状** : 地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的な事業を本格的に推進
- 課 題** : 事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち
- 方向性** : ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場(プラットフォーム)を形成
 ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

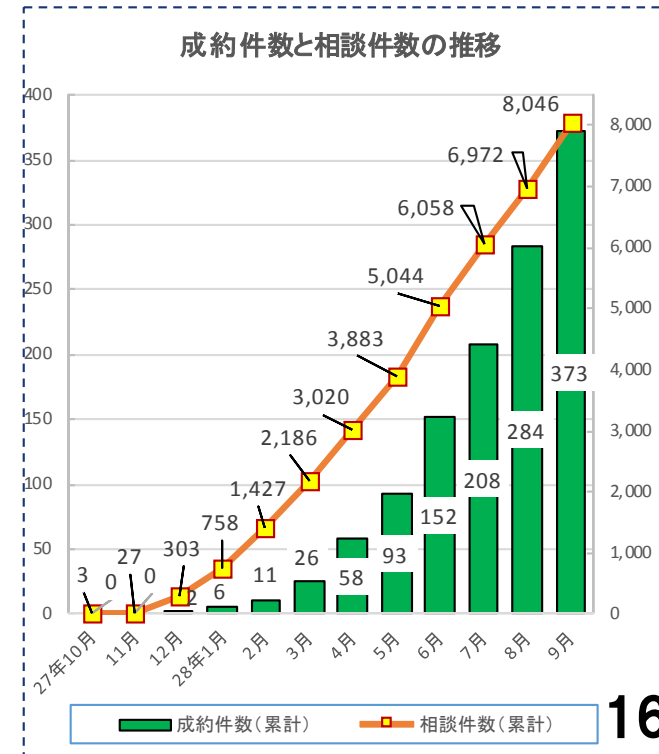


スケジュール予定(可能な限り前倒し実施)

28年3月 事業者の選定 → 4~6月 プラットフォームの立ち上げ → ~12月 カレッジ開講 → 継続的に講座の更なる充実を図っていく

プロフェッショナル人材事業

- 東京都を除く全道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、本年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- 各拠点は、各地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- 各種支援機関や地域金融機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。全国事務局を介し各地の拠点とも協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在力アピールなどを展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。



地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

地方版総合戦略の策定段階

26補正
地方創生先行型交付金
基礎交付：1,400億円
上乗せ交付：300億円

27補正
地方創生加速化交付金
1,000億円

28当初
地方創生推進交付金
1,000億円
(事業費ベース2,000億円)

28補正
地方創生拠点整備交付金
900億円
(事業費ベース1,800億円)

29当初
地方創生推進交付金
概算要求額：1,170億円
(事業費ベース2,340億円)

地方版総合戦略の事業推進段階
(地域再生法に基づき、地域再生計画に位置付けられた事業を支援)

【地方公共団体の事業執行年度】

【27年度】

【28年度】

【29年度】

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

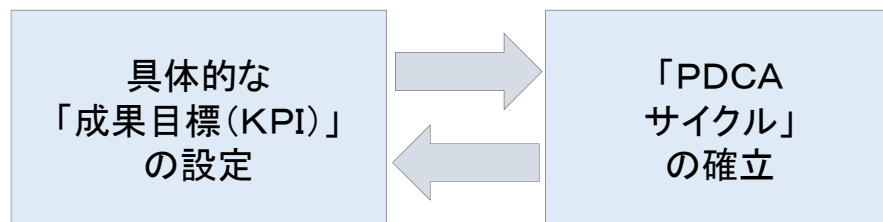
29年度概算要求額 1,170億円【うち優先課題推進枠 270億円】

（28年度予算額 1,000億円）

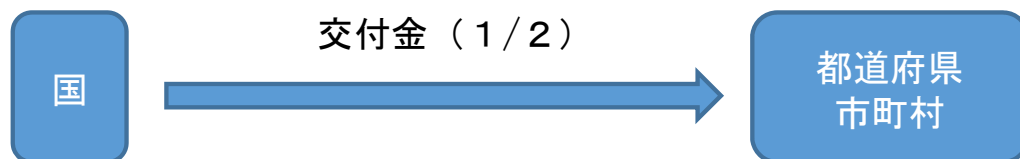
事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

① 先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

② 先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生拠点整備交付金の概要

予 算 額	900億円（事業費ベース：1,800億円）※道、污水处理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む
位置付け	地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助
対 象 事 業	○ 地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等 ○ 整備の対象となる施設について、利活用方を明確化（KPIの設定、PDCAサイクルの整備） ○ ソフト事業と連携し、地方創生への波及効果を高めることが望ましい（地方創生推進交付金との組み合わせ） <想定される事例> ・ 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備 ・ ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等 ・ 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等 ・ 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）
交付目安額	〔都道府県（国費）〕 7.5億円 ～ 12.5億円程度（事業費ベース：15億円～25億円程度） 〔市町村（国費）〕 0.3億円 ～ 0.6億円程度（事業費ベース：0.6億円～1.2億円程度） ※ ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。
地方財政措置	地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当
スケジュール	○ 12月中旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定 ○ 1月中下旬を目途に採択事業を公表する予定

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

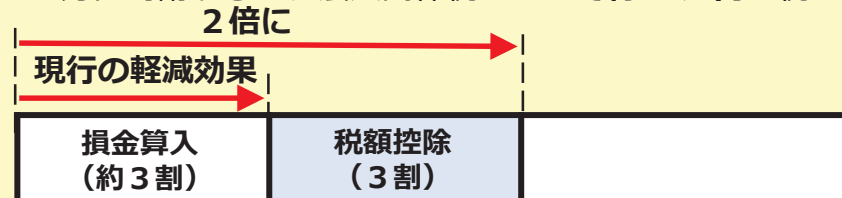
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

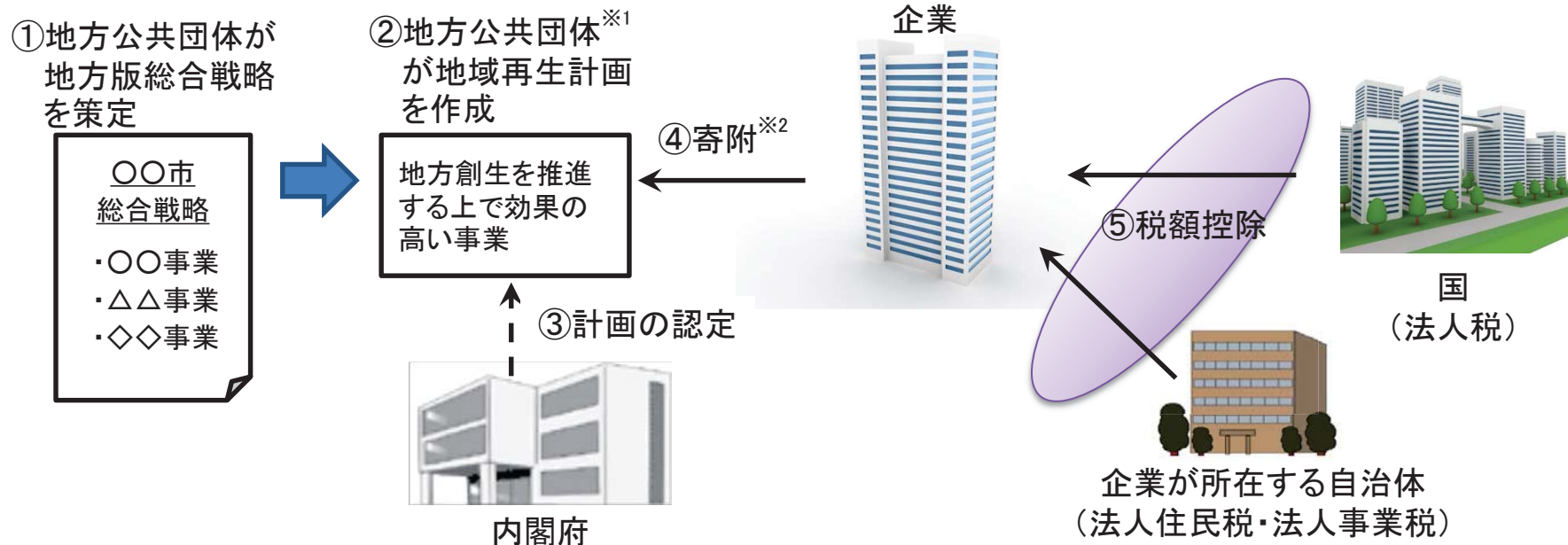
例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止



制度活用の流れ



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。